

企業主導型保育事業の運用改善

(令和6年7月11日 企業主導型保育事業費補助金実施要綱等)

規制改革の内容

特例措置前

- ・企業主導型保育施設の従業員枠に空きがある場合、利用定員の50%を超えて地域枠対象者の受入れが可能になるが、必要な入所保留通知が出ないケースがある。
- ・共同利用契約等が支障となって、企業主導型保育施設が活用できないことがある。

特例措置

- ・入所保留通知が発行されるまでの間に保育利用が必要な場合は、入所保留通知が無い場合であっても受入れ可能に。
- ・共同利用契約のひな形の公開や該当施設の検索ツール活用等によって制度活用を推進。

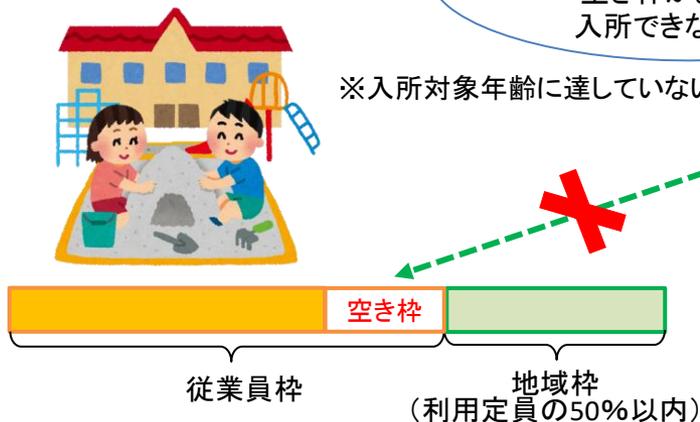
効果

利用者のニーズに対応するとともに、企業による企業主導型保育施設の活用に関する理解を造成し、利便性を向上！

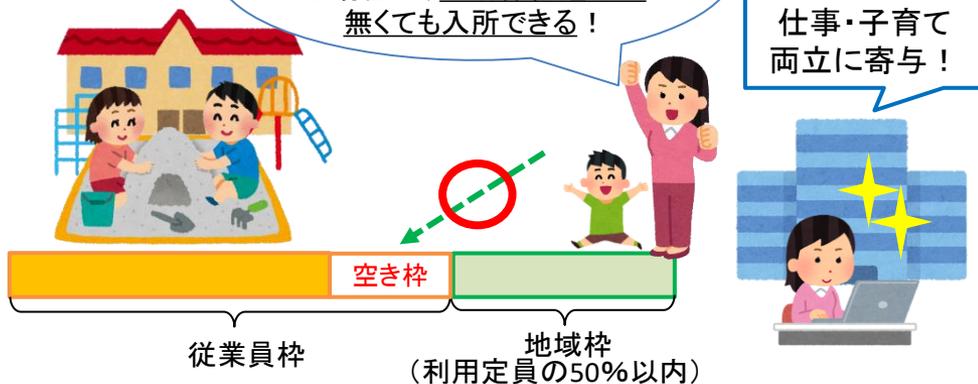
規制改革の概要

【入所保留通知の特例の場合】

特例措置前



特例措置後



※自治体から発行される時期になったら、入所保留通知が必要。